平成２２年度長崎県食品ウォッチャー活動報告について

消費者を「長崎県食品ウォッチャー」として委嘱し、食品表示等に関して不適正な食品の情報提供を受け、改善していく制度をおこなっていますが、平成２２年度の報告による活動内容を取りまとめましたのでお知らせします。

記

1　食品ウォッチャーの委嘱数

県内　２１０名　（女性：１９３名、男性：１７名）※Ｈ２２年５月１日委嘱時

2　活動内容

①日常の買い物活動の中で食品表示等に関するモニタリングを行い、問題があった場合に情報提供。
②モニタリングの結果について定期的に報告（年３回）。
③県が開催する「食品ウォッチャー研修会」（年２回）への参加。

3　活動結果

①食品表示状況等に関する情報提供内容

情報提供件数６６件（平成２２年５月～平成２３年３月）

食品分類						情報区分					結果	
食肉・卵	水産物	野菜米・果	加工品	その他	合　計	表示	添加物	異物混入	健康不安	その他	調査・指導	調査不要
４	８	８	４６	０	６６	５４	０	２	０	１０	４９	１７

関係法による分類				
食品衛生法	ＪＡＳ法	景品表示法	その他	合　計
２５	３３	３	５	６６

②定期報告の概要

調査期間	５月～３月１０日
調査店舗数	延べ３３,９４１店舗
調査品目と点数	延べ２１５,３２５点（生鮮食品 106,336・加工食品 108,989）

４　主な情報提供と対応内容

総数　６６件

疑　問　点	対応・処理内容
★菓子パンの原材料名に小麦粉記載がなかった。	調査当日も、報告どおりの商品が販売されていたため、ただちに店頭から撤去させた。表示はすぐに改善がなされたが、小麦粉はアレルギー物質として表示が義務づけられているため、今後このようなことのないよう厳しく指導した。
★外国産のバナナには防カビ剤等が使ってあると思っていたが、表示がなかった。未使用と判断してよいのか。	最近のバナナにはほとんどポストハーベスト農薬は使用されていない。もし、使用した場合は、食品衛生法で必ず表示することが義務づけられていますので、表示がなければ未使用と判断できる。
★甘エビの唐揚げに保存方法の記載がなかった。	保存方法は、常温で保存する以外に特段の留意点がなければ、省略することができる。ただし、容器包装に入れられた刺身や肉等は保存温度が決められているので、必ず表示が必要。
★賞味期限が切れた商品が販売されていた。（その場で店員には伝えた。）指導して欲しい。	調査したところ、お客様に指摘された後すぐに売り場全ての期限表示を確認したとのこと。繁忙時の商品補充の際の確認不足が原因と思われるため、期限表示の確認と従業員への指導・徹底を指導した。
★要冷蔵のちりめん加工品が冷蔵ケース外で販売されていた。	調査の結果、同一メーカーの他商品が常温保存であったため、同様の取り扱いをしてしまったとのことであったので、各商品ごとの保存方法を確認し、適正な取り扱いをするよう指導した。
★生のなまこが丸のままで売っていたが、期限表示がなかった。生で食べるのだから期限表示がいるのではないか。	切り身・むき身であれば、食品衛生法により生食用である旨や期限表示等の記載が必要であるが、丸体で販売されている鮮魚介類は、生鮮食品となり「名称」「原産地」のみの表示で可のため、問題なし。
★たくあん漬の原料原産地名が九州産となっていた。県名の表示が必要ではないのか。	たくあん漬は加工食品に分類されるため、原料原産地名は「国産」表示で可。また、国産より小さい単位であれば、「都道府県名」「一般に知られている地名」で記載することができるため、「九州産」で問題なし。